

2016年10月31日

加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会
座長 森光康次郎 殿

加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間とりまとめ（案）について意見書

委員 市川 まりこ

食品表示は消費者に正しく理解されて、活用されてこそそのものとの立場から、事務局提案の「表示方法」について、下記の理由で反対し、代案を提案いたします。

反対理由

- 1) 事務局提案の「表示方法」は、例外規定（「可能性表示」「大括り表示」「大括り表示+可能性表示」と、中間加工原材料の「製造地表示」を認める内容になっています。これは、事業者の実行可能性に配慮しすぎて、消費者にとってわかりにくい、判断しにくい表示方法と言わざるを得ません。
- 2) 消費者にとっては、原則表示（国別重量順）と例外表示が混在し、区別しにくいです。特に、「可能性表示」と「製造地表示」については、消費者の誤認を招く可能性が高いです。

表示方法代案

全ての加工食品に原料原産地の義務付けるということを前提に、消費者にとってわかりやすく判断しやすく、事業者の実行可能性に配慮し、国産を選びたいという消費者の意向になるべく沿うものを目指します。

また、これまでの検討会で話し合われた原則表示を基本として、消費者が誤認をしないよう例外表示との区別がわかりやすくなくてはなりません。そのため以下を提案いたします。

- 1) 表示方法：現行制度と同様に、国別重量順に表示が原則とする
- 2) 大括り表示を可能とする。
 - ・原材料が輸入品の場合、国別表示が困難な場合「輸入」と括って表示する。
 - ・輸入品と国産を混合使用の場合、「国産、輸入」「輸入、国産」と重量順に表示する。
 - ・ただし、「国産」表記は、一定割合以上（別途定める）のみ認める。
- 3) 「不特定」表示
 - ・国別表示、大括り表示が困難な場合に、例外的に「原産地不特定」等を認める。
- 4) 可能性表示と製造地表示は、認めない。表示の真正性という観点から、「可能性表示」と「製造地表示」については不可とする。

以上